

利用料金表（別紙）

2026/8/1現在
(令和8年8月改定)

◆地域密着型特別養護老人ホーム浩養園 1ヵ月(31日)あたりの料金表 【概算】

第4段階ご利用料金（円） (所得区分)住民税課税世帯の方(減額なし)

所得段階 4段階	1.施設利用料 (基本+加算利用料) 【A】*1	2.居住費 【B】	3.食 費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*3	月額合計(31日) 【A+B+C+D】
要介護1	29,965	88,660	57,350	1,000	176,975
要介護2	32,590				179,600
要介護3	35,363				182,373
要介護4	38,061				185,071
要介護5	40,649				187,659

第3段階②ご利用料金（円） (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、120万円を超える方

所得段階 3段階②	1.施設利用料 (基本+加算利用料) 【A】*1	2.居住費 【B】*2	3.食 費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*3	月額合計(31日) 【A+B+C+D】
要介護1	29,965	61,070	44,020	1,000	136,055
要介護2	32,590				138,680
要介護3	35,363				141,453
要介護4	38,061				144,151
要介護5	40,649				146,739

第3段階①ご利用料金（円） (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円超120万円以下の方

所得段階 3段階①	1.施設利用料 (基本+加算利用料) 【A】*1	2.居住費 【B】*2	3.食 費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*3	月額合計(31日) 【A+B+C+D】
要介護1	29,965	57,970	21,080	1,000	110,015
要介護2	32,590				112,640
要介護3	35,363				115,413
要介護4	38,061				118,111
要介護5	40,649				120,699

第2段階ご利用料金（円） (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円以下の方

所得段階 2段階	1.施設利用料 (基本+加算利用料) 【A】*1	2.居住費 【B】*2	3.食 費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*3	月額合計(31日) 【A+B+C+D】
要介護1	29,965	42,780	12,090	1,000	85,835
要介護2	32,590				88,460
要介護3	35,363				91,233
要介護4	38,061				93,931
要介護5	40,649				96,519

第1段階ご利用料金（円） (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、高齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者

所得段階 1段階	1.施設利用料 (基本+加算利用料) 【A】*1	2.居住費 【B】*2	3.食 費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*3	月額合計(31日) 【A+B+C+D】
要介護1	29,965	42,780	9,300	1,000	83,045
要介護2	32,590				85,670
要介護3	35,363				88,443
要介護4	38,061				91,141
要介護5	40,649				93,729

※1. 上記の【A】については、介護施設サービス費(要介護1～5)、日常生活継続支援加算2、看護体制加算Ⅰ、個別機能訓練加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅱ1、栄養マネジメント強化加算、科学的介護推進体制加算Ⅰ、生産性向上推進体制加算Ⅱ及び介護職員等処遇改善加算Ⅰ2の項目で試算しております。また、入所後30日を限度として、初期加算が加算されます。その他、上記以外の加算が追加される場合があります。

※2. 上記、居住費には、「トイレ付個室」料金500円/日を含んだ1ヵ月の居住費の合計額となっています。

※3. 個別サービス料金【D】(介護保険給付外)については、家族会費が含まれた金額にて試算しております。介護保険給付外サービス等には、別途料金が発生いたします。(美容代他)

※1. 本料金表(別紙)【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合(1割)にて試算しています。

負担割合(2割)及び(3割)の方の場合、居住費【B】、食費【C】および個別サービス料金【D】分を除いた、施設利用料【A】がおよそ2倍及び3倍となります。

※2. 単位数計算(1単位＝10.14円)により多少の端数分誤差が生じる場合があります。